

# 統一地方選挙

## 県議会議員選挙 4月12日

## 市議会議員選挙 4月26日

四年に一度の統一地方選挙が近づいてきました。四月十二日に県議会議員、四月二十六日には市議会議員の選挙が行われます。今後四年間、私たちに代わって県や市の政治をまかせの人を決める大切な選挙です。私たちのよき代弁者を選ぶよう、今から選挙に臨む心がけをしておきましょう。

### 栃木県議会議員選挙

- ① 栃木県議会議員選挙の告示は四月三日、投票日は四月十二日①です。
- ② 選挙人名簿登録基準日と登録日は四月二日です。有権者は、昭和四十二年四月十三日以前に生まれた方で、昭和六十二年一月二日以前から、日光市に住民登録をしている方。
- ③ 選挙人名簿の縦覧は、四月三日と四日の二日間、午前八時三十分から午後五時まで市選挙管理委員会（市役所三階）で縦覧できます。
- ◆ 県議選における転入者の投票

最近、他の市町村から転入した方は、次のことに注意してください。

- ◎ 県内から転入……………
- ① 県議会議員選挙の選挙人名

簿の登録は、一月二日以前に日光市に住所を移し、同日までに住民登録をした人が日光市で投票できます。

② 一月三日以後に転入届をした人は、日光市では投票できません。これらの人は前住所地の市町村で、その選挙区の県議選の投票をすることができ

### 日光市議会議員選挙

- ① 日光市議会議員選挙の告示は四月十九日、投票日は四月二十六日②です。
- ② 選挙人名簿登録基準日と登録日は四月十八日です。有権者は、昭和四十二年四月二十七日以前に生まれた方で、昭和六十二年一月十八日以前か

きます。ただし、これに該当する方は、日光市長の発行する「引続き栃木県内の区域内に住所を有する旨の証明書」または「住民票の写し」を市民課で交付を受け、前住所地の投票所の受付に提示しなければ投票することができません。

また、これらの人が不在者投票をする場合も「前述の証明書または住民票の写し」を提示しなければなりません。

- ◎ 県外から転入……………
- ① 一月三日以後に県外の市町村から転入し、住民登録をした方は、今回の県議会議員選挙のほか前住所地の都道府県選挙の投票はできません。

ら日光市に住民登録をしている方。

なお、他の市町村に転出した方は選挙権がなくなります。



### 郵便による不在者投票

身体に重度の障害で知事の証明書を保持している方で、投票所に行けない方は郵便で投票することができません。

郵便投票をされる方は、郵便投票証明書を添えて投票用紙などを請求して自宅（入院している場合は病院）で投票用紙に記載して、市の選挙管理委員会に郵送してください。

郵送は、県議会議員選挙の場合は四月八日午後五時まで、市議会議員選挙の場合は四月二十二日午後五時までです。

なお、証明書の有効期限は交付の日から四年間すべての選挙に使用できますので、有効期限の確認をしてください。満了している方は新たな証明書の交付を受ける必要があります。

手続きなどの詳しいことは、市選挙管理委員会（☎五四一一一一内線三三二二）へお問い合わせください。